消費者保護と刑事規制

――改正特定商取引法上の罰則を中心として――

説

論

荒川雅行

はじめに

わが国における高齢化社会の進行に伴い、高齢者(以下で主として、65歳以上の者を「高齢者」という。)が消費者の場合のいわゆる「消費者ト (2) ラブル」も増加傾向にあるのが現状である。これは、高齢者は消費取引の

(1) 総務省統計局(平成27年9月15日現時点の推計)によると、わが国の総人口は1億2683人となり、前年に比べて23万人減少している。これに対して、65歳以上の高齢者(以下「高齢者」という。)人口は3384万人で、総人口に占める割合は26.7%となっている。前年(3295万人、25.9%)と比べると、89万人、0.8ポイント増と大きく増加しており、人口、割合共に過去最高となった。男女別にみると、男性は1462万人(男性人口の23.7%)、女性は1921万人(女性人口の29.5%)と、女性が男性より459万人多くなっている

年齢階級別にみると、70歳以上人口は2415万人(総人口の19.0%)で、前年と比べ33万人、0.3ポイント増、75歳以上人口は1637万人(同12.9%)で、47万人、0.4ポイント増となった。また、80歳以上人口は1002万人(同7.9%)で、前年と比べ38万人、0.3ポイント増となり、初めて1000万人を超えたとされる。

高齢者の総人口に占める割合をみると、昭和25年(4.9%)以降一貫して上昇が続いており、60年に10%、平成17年に20%を超え、27年は26.7%となった。以上は、「人口推計」(総務省統計局)による。

(2) 『平成28年版 消費者白書概要』によると、①高齢者に関する消費生活相談件数は趨勢としては増加傾向にあり、2015年度は2014年度を下回る

法と政治 68巻2号 (2017年8月) 25(171)

現場において、被害対象となりやすい実態を示しているものということが できる。

さらに、高齢者に限られない消費生活相談件数も依然として高水準であり、情報化が幅広い年齢層に広がった結果、インターネット利用に関するものや通信機器・サービスの契約に関するトラブル等、情報通信に関する相談も増加傾向にある。

このように消費者被害が深刻化する中,国や自治体は多くの立法施策で対応してきているが、とくに刑事法分野における例えば罰則の引上げ等が、被害発生のための十分な抑止力となっているかが問題となる。

そこで、本小稿では、最近重要な法改正のあった「特定商取引に関する (5) 法律」(以下では「特定商取引法」という。)を取り上げて、消費者保護を めぐって、同法の犯罪と刑罰についての一定の理解を深めたいと思う。

ものの、依然として高水準であること。②年齢が高い層の相談も増加傾向にあること。③2015年度はデジタルコンテンツ等とインターネットに関する相談が増加する一方、金融商品に関する相談は減少。不審な電話がかかってきた等の具体的な商品が不明なものも多い、等の指摘がなされている(http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/white_paper/2016/white_paper_summary_08.html)。

⁽³⁾ 前掲『平成28年版 消費者白書概要』参照。

⁽⁴⁾ 枚挙にいとまがないが、例を挙げると、「消費者契約法」、「消費者安全法」、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」などを挙げることができる。

^{(5) 「}消費者」の概念についても議論の存するところであるが、ここでは立ち入らない。この点については、川口康裕「制定法からみた『消費者』と『消費者法』」『消費者法研究 創刊第1号』(2016年、信山社)77頁以下参照のこと。なお、消費者契約法は「消費者とは、個人(事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。)をいう」と定義しており(2条1項)、本稿においてもさしあたりそれにならうこととする。

この特定商取引法は、もともと「訪問販売等に関する法律」(昭和51年法律第57号)として成立し、これまで数次にわたる改正を経て、平成28年6月3日に「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」(平成28年法律第60号)として公布され、同日から1年6月を超えない範囲で政令で定める日から施行されることとなった。

説

特定商取引法の平成20年改正では、その附則により、施行後5年を経過した場合に、必要があれば所要の措置を講ずるとされており、これを受けて平成27年1月内閣総理大臣から消費者委員会に対して諮問がなされ、同委員会の特定商取引法専門調査会において審議が行われ、意見の一致をみた部分で規制を強化すべきとの方向で平成28年1月7日に消費者委員会の答申がなされた。そして、同答申中の該当する法律事項を実現するため、今回の法改正が行われたものである。

本稿では、主として刑事法に係わる部分を中心として概観を試みることとしたい。消費者保護を、いかに刑事規制によって保護していくかが問われることになるが、本稿はその課題解決の前提作業にすぎないことをあらかじめお断りしておきたい。

⁽⁶⁾ これまでの改正の概要については、後藤巻則・齋藤雅弘・池本誠司 『条解 消費者三法』(2015年、弘文堂) 205頁以下が詳しい。

⁽⁷⁾ 今回の改正の経緯全般については、河上正二「【解説】消費者契約法・ 特定商取引法の改正について」『消費者法研究 創刊第1号』(2016年、信 川社) 132頁以下参照のこと。

さらに改正法については、河上正二「消契法・特商法 改正法の成立」 ジュリスト1496号66頁以下、坂東俊矢・大高友一「改正消費者契約法・改 正特定商取引法をめぐる視点」ジュリスト1498号65頁以下参照のこと。

その他,重要な法文・資料等は、消費者庁のホームページ(www.caa. go.jp/)よりほとんどすべてダウンロードできる。その他、参照すべきものとして、『2017年版 消費者六法』(2017年、民事法研究会)も有用である。

第1章 特定商取引等事犯の最近の動向

本章では、特定商取引法上の犯罪をめぐる動向について概観しておくこととする。これまで、それらを扱った先駆的な業績は多数にのぼり、ここではそれらの詳細について紹介・検討の余裕はないが、ひとまず最近の動向に限定して検討を進めたいと思う。

まず、特定商取引法の規制する取引類型については、以下の7つの類型が想定されている(1条)ので確認しておきたい。

1 訪問販売

事業者が消費者の自宅へ訪問して契約することで、商品や権利の販売又は役務の提供を行う等の取引や、いわゆるキャッチセールス、アポイントメントセールス等のことをいう(2条以下)。

2 通信販売

事業者が新聞、雑誌、インターネット等で広告し、郵便・電話等の通信 手段により申込みを受ける取引のこと。いわゆる「インターネット・オー クション」も含まれるが、「電話勧誘販売」に該当するものは除かれる (11条以下)。

3 電話勧誘販売

⁽⁸⁾ 一例を挙げると、旧訪問販売法を扱ったものとして、伊藤栄樹・小野慶二・荘子邦雄編(鶴田六郎執筆)『注釈 特別刑法 第五巻 経済法編 II』(1984年,立花書房)405頁以下、平野龍一編集代表(玉木昭久・小松由夫・森分幸雄執筆)『注解特別刑法 第四巻 経済編[第二版]』(1991年,青林書院)などがある。その他、単行本として、長井圓『消費者取引と刑事規制』(1991年,信山社)、垣口克彦『消費者保護と刑法』(2003年,成文堂)、最近のものとして、山口厚編『経済刑法』(2012年,商事法務)とくに316頁以下、等がある。

事業者が電話で勧誘を行い、申込みを受ける取引のことをいう。電話をいったん切った後、消費者が郵便や電話等によって申込みを行う場合も含まれる(16条以下)。

謚

説

4 連鎖販売取引

個人を販売員として勧誘し、さらにその個人に次の販売員の勧誘をさせるかたちで販売組織を連鎖的に拡大して行う商品・役務(サービス)の取引のことをいう(33条以下)。

5 特定継続的役務提供

長期・継続的な役務の提供とこれに対する高額の対価を約する取引のことをいう。現在、エステティックサロン、語学教室、家庭教師、学習塾、結婚相手紹介サービス、パソコン教室の6つの役務が対象とされている(41条以下)。

6 業務提供誘引販売取引

「仕事を提供するので収入が得られる」という口実で消費者を誘引し、 仕事に必要であると称して商品等を売って金銭負担を負わせる取引のこと をいう(51条以下)。

7 訪問購入

事業者が消費者の自宅等を訪問して、物品の購入を行う取引のことをいう (58条の4以下)。

なお、特定商取引法1条に明示的に規定されなかったもう1つ類型として「ネガティブ・オプション」と呼ばれる類型も存在する(59条)。これは、「送り付け商法」とも呼ばれるもので、商品の購入の申込みをしていないのに一方的に商品を送り付け、送りつけられた人がその商品を購入しない旨の通知や返品をしないと、購入の意思があると決めつけて代金の請求をする販売方法をいう。

この類型も, 特定商取引法の趣旨・目的から, 本法の定める目的を実現 法と政治 68 巻 2 号 (2017 年 8 月) 29(175) 消費者保護と刑事規制

そこでこれらの取引に係る犯罪について、『警察白書』などにおいては、 特定商取引法違反や特定商取引に関連する詐欺、恐喝等に係る事犯を総称 して「特定商取引等事犯」と呼んでおり、これらの事犯の検挙状況の推移 について掲載しているので、最近の検挙状況について簡潔にみておきたい。

年次 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 事件数 161 | 124 | 172 75 124 138 112 142 152 | 193 173 155 人員 229 330 299 314 | 259 | 418 385 279 371 | 430 330 250

表 1 特定商取引等事犯の検挙状況の推移

(警察白書 平成26年版, 28年版より作成)

表1からは、特定商取引等事犯の検挙事件数及び検挙人員は、平成22 年をピークに減少傾向にあったといえるが、平成25年は増加傾向を示し、 同年中にはネガティブ・オプションの検挙があったとされる。

表2からは、平成26年の検挙人員は、訪問販売や電話勧誘販売に関連した事犯の検挙が多く、平成27年では、依然として訪問販売に関連した事犯の検挙人員ならびに被害人員の多さが目につくが、何よりも被害額の激増が著しい。

これは、在宅率がきわめて高いと思われる高齢者が訪問販売に関連した 事犯の被害に遭っているケースが数多く占めていると推測されるが、現に

⁽⁹⁾ 前掲『条解 消費者三法』240頁以下参照。同書によれば、その理由として、「民法の特例(民事効)を規定するのみで、本法の特徴の1つである行政規制の対象とはしていない。そのため他の取引類型とは扱いが異なっているので、本条の『特定商取引』の中には明示的に規定しなかったものと思われる」としている(同書241頁)。

³⁰⁽¹⁷⁶⁾ 法と政治 68巻2号 (2017年8月)

類型	事件数	人員	被害人員等	被害額等 (円)
訪問販売	149→135	241→205	32423→34580	23.6億→98.4億
電話勧誘販売	13→4	60→17	6944→1498	9.7億→6.5億
連鎖販売取引	2→4	16→7	479→783	2.4億→3.5億
訪問購入	8→7	12→7	941→36	1800万→118万
その他	1→5	1→14	31→478	1690万→6178万
合計	173→155	330→250	40818→37375	36億→110億

(警察白書 平成27年版、28年版より作成)

- *矢印の左の数字が平成26年,右の数字が平成27年のものである。
- *その他とは、通信販売、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引である。
- *被害額の端数は除いた。

高齢者しかも年齢の高い層の消費生活相談の割合が徐々に増加していることからもそういえるであろう。

以上,簡潔にみてきた特定商取引等事案の最近の動向を目のあたりにしてその「見直し」がせまられた結果,先に挙げた「特定商取引法専門調査会報告書」も,「特定商取引法違反に対する刑事罰について,十分な抑止力が確保されるよう,他の法令の水準も踏まえつつ,引き上げに向けた検討が行われるべきである」との提言がなされていたのであった。

そこで、次章では、このたび改正された特定商取引法上の罰則について (12) 整理し、概観しておくこととする。

特定商取引法自体,民事規制,行政規制ならびに刑事規制の3分野の規制を備えたきわめて複雑な体裁をとっており,立法技術上の観点からの検

法と政治 68 巻 2 号 (2017 年 8 月) 31(177)

論

説

⁽¹⁰⁾ 詳細は、『平成28年版 消費者白書』119頁以下参照のこと。

⁽¹¹⁾ 前掲『消費者研究 創刊第1号』160頁参照。

⁽¹²⁾ 改正法の概要につき、谷川亨「特定商取引に関する法律の一部改正の概要」警察公論2016年11月号18頁以下参照。

討を加える必要性があろう。

第2章 改正特定商取引法における罰則の検討

まず、特定商取引法上の罰則の検討に入る前に、同法に基づく行政規制 及び民事規制の概要について簡潔にみておこう。これらの規制も刑事罰と 連動していることが多いからである。

特定商取引法上の主要な行政規制として、事業者に対して、消費者への 適正な情報提供等の観点から、各取引類型の特性に応じて、以下のような 規制が行なわれている。これらの規制違反に対してその多くは刑事罰と連 動している。

すなわち、第1に、特定商取引法の違反行為は、業務改善の指示や業務 停止命令の行政処分であるが、さらには罰則の対象ともなり得る。第2に、 氏名等の明示の義務付けであり、事業者に対して、勧誘開始前に事業者名 や勧誘目的であることなどを消費者に告げるように義務付けている。第3 に、不当な勧誘行為の禁止し、商品や役務の価格・支払い条件等について の不実告知(虚偽の説明)又は故意に告知しないことを禁止したり、消費 者を威迫して困惑させたりする勧誘行為を禁止している。これも罰則の対 象となり得るものである。第4に、広告規制であって、事業者が広告をす る際には、重要事項を表示することを義務付け、また、虚偽・誇大な広告 を禁止している。第5に、書面交付義務である。契約締結時等に、重要事 項を記載した書面を交付することを事業者に義務付けている。

続いて、民事規制であるが、特定商取引法は、消費者と事業者との間のトラブルを防止し、その救済を容易にするなどの機能を強化するため、消費者による契約の解除(いわゆるクーリング・オフ)、取り消しなどを認め、また、事業者による法外な損害賠償請求を制限するなどのルールを定32(178) 法と政治 68 巻 2 号 (2017 年 8 月)

めている。

ここにクーリング・オフとは、申込みまたは契約の後に、法律で決められた書面を受け取ってから一定の期間内に、無条件で解約することをいう。訪問販売・電話勧誘販売・特定継続的役務提供・訪問購入においては8日間、連鎖販売取引・業務提供誘引販売取引においては20日間。なお、通信販売には、クーリング・オフに関する規定はない。不意打ち的要素が少ないからであるとされる。

説

次に、特定商取引法は、事業者が不実告知や故意の不告知を行った結果、 消費者が誤認し、契約の申込みまたはその承諾の意思表示をしたときには、 消費者は、その意思表示を取り消すことを認めている。

さらに、特定商取引法は、消費者が中途解約する際等、事業者が請求で きる損害賠償額に上限を設定している。

以上の行政規制及び民事規制を前提に、以下では、改正特定商取引法に おける罰則について、その法定刑の重い順に、各種取引及び行為類型のグ ループごとにみていくこととする(なお、個々の行為類型については見出 し代わりに冒頭に適宜山括弧をつけて示しておいた。)。

第1 3年以下の懲役又は300万円以下の罰金,又はこれらを併科する取引(70条)

- 1 まずこの罰則の対象となる取引は、訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引、訪問購入である (70条1号)。これは、通信販売を除く6類型である。
- (1) <不実告知>これらの取引に共通する禁止行為は,販売業者又は役務提供事業者(以下では「販売業者等」という。)が,契約の締結に際し,

法と政治 68巻2号 (2017年8月) 33(179)

契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、次の事項について、不実のことを告げる行為(以下では「不実告知」という。)をしてはならないとされている(6条1項)。

禁止される事項は,①商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容その他これらに類するものとして主務省令で定める事項,②商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価,③商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法,④商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期,⑤当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みの撤回又は当該売買契約若しくは当該役務提供契約の解除に関する事項,⑥顧客が当該売買契約又は当該役務提供契約の締結を必要とする事情に関する事項,⑦以上のほか,当該売買契約又は当該役務提供契約の締結を必要とする事情に関する事項,⑦以上のほか,当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であって,顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの,等である。

- (2) <不告知>次の禁止行為は、契約の締結について勧誘をするに際し、前記①~⑤までの事項につき、故意に事実を告げない行為(以下では「不告知」という。)をしてはならないとされている(6条2項)。
- (3) <威迫・困惑>契約を締結させ、又は契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、人を威迫して困惑(以下では「威迫・困惑」という。」させてはならないとされている(6条3項)。

ここに「威迫」とは、脅迫に至らない程度の人に不安を生ぜしめるような行為をいい、「困惑させる」とは、困り戸惑わせることをいう。「威迫」

⁽¹³⁾ 消費者庁 取引対策課他編『平成24年版 特定商取引に関する法律の 解説』(2014年, 商事法務) 76頁以下参照。

³⁴⁽¹⁸⁰⁾ 法と政治 68巻2号 (2017年8月)

説

(4) <目的隠匿型同行・誘引・勧誘>契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに営業所等以外の場所において呼び止めて同行させること(以下では「同行」という。)その他政令で定める方法により誘引した者に対し(以下では「誘引」という。)、公衆の出入りする場所以外の場所において、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結について勧誘(以下では「勧誘」という。)をしてはならない(6条4項)。なお、同項は、旧70条の3が削除され、新たに70条1号に編入されたものである。

したがって、もとの旧70条の3は、訪問販売、連鎖販売取引及び業務提供誘引販売取引についての誘引・勧誘の禁止規定であって、その刑罰も1年以下の懲役又は200万円以下の罰金(又はそれらの併科)であったものが、新たに3年以下の懲役又は300万円以下の罰金(又はこれらの併科)に引き上げられたことになる。

2 <業務停止命令>続いて、このグループに属することとなった禁止行為としては、次の場合に、主務大臣は、取引の全部又は一部の業務の停止を命ずることができるが(以下では「業務停止命令」という。)、その業務停止命令に違反した場合である(70条2号)。

すなわち、主務大臣は、販売業者等が一定の禁止行為を行うことによって、取引の公正及び購及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は販売業者等が主務大臣の指示に従わないときは、その販売業者等に対し、2年以内の期間を限り、業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

この場合において、その販売業者等が個人である場合にあっては、その 法と政治 68 巻 2 号 (2017 年 8 月) 35(181) 者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を営む法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)の当該業務を担当する役員(業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)となることの禁止を併せて命ずることができる(8条1項)。

さらに、主務大臣は、販売業者等に対して、前記業務の停止を命する場合に、次の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となった事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者による訪問販売に関する業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。)の禁止を命ずることができる。

その区分として、①当該販売業者等が法人である場合、その役員の場合には、その役員及び当該命令の日前60日以内においてその役員であった者並びにその営業所の業務を統括する者その他の政令で定める使用人(以下「使用人」という。)及び当該命令の日前60日以内においてその使用人であった者、②当該販売業者等が個人である場合には、その使用人及び当該命令の日前60日以内においてその使用人であった者、である(8条の2第1項)。

これは、業務停止命令を受けた事業者の役員等が、新たに別の法人で同種の事業を継続して行うこと等を禁じたものであり、個人には3年以下の懲役又は300万円以下の罰金(またはその併科)で臨み、後述する両罰規36(182) 法と政治 68 巻 2号 (2017 年 8 月)

論

説

なお,これら主務大臣の業務命令違反類型も,旧70条の2に規定されていたものであるが,同条は削除され,新たに70条2号に編入され,法定刑も2年以下の懲役又は300万円以下の罰金(又はこれらの併科)から引き上げられたこととなった(8条1項,8条の2第1項,15条1項・2項,15条の2第1項,23条1項,23条の2第1項,39条1項から4項,39条の2第1項から第3項,47条1項,47条の2第1項,57条1項・2項,57条の2第1項,58条の13第1項,58条の13の2第1項)。

第2 1年以下の懲役又は200万円以下の罰金,又はこれらを併科する取引 (72条2項)

この罰則の対象となる取引は,通信販売,連鎖販売取引,業務提供誘引 販売取引である。

〈誤認表示〉禁止行為としては、承諾していない者や電子メール広告の 提供を受けない意思表示を表示した者等に対する電子メール広告した者が、 その提供した電子メール広告において、次の広告に関する規制に違反して 著しく事実に相違する表示をし、若しくは実際のものよりも著しく優良で あり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をした場合である (11条, 12条の3第4項, 35条, 53条, 54条の3第4項)。

すなわち,通信販売業者等は,商品若しくは指定権利の販売条件又は役務の提供条件について広告をするときは,主務省令で定めるところにより, 当該広告に,当該商品若しくは当該権利又は当該役務に関する次の事項を 表示しなければならない(ただし,当該広告に,請求により,これらの事項を記載した書面を遅滞なく交付し,又はこれらの事項を記録した電磁的

法と政治 68 巻 2 号 (2017 年 8 月) 37(183)

記録を遅滞なく提供する旨の表示をする場合には,これらの事項の一部を表示しないことができる。)。

それらの事項とは、①商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価(販売価格に商品の送料が含まれない場合には、販売価格及び商品の送料)、②商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法、③商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期、④商品若しくは特定権利の売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除に関する事項、⑤以上のほか、主務省令で定める事項、等である(11条)。

<表示義務>さらに、販売業者等は、電子メール広告をするとき主務省令で定めるところにより、その相手方が電子メール広告の提供を受けない旨の意思の表示するために必要な事項として主務省令で定めるものを表示しなければならない(12条の3第4項)。これは、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引においても同様である(36条の3第4項、54条の3第4項)。

次に、連鎖販売取引を行う統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について広告をするときは、主務省令で定めるところにより、当該広告に、その連鎖販売業に関する次の事項を表示しなければならない。すなわち、①商品又は役務の種類、②当該連鎖販売取引に伴う特定負担に関する事項、③その連鎖販売業に係る特定利益について広告をするときは、その計算の方法、④以上のほか、主務省令で定める事項、等である(35条)。これは、業務提供誘引販売取引においても同様である(53条)。

これらの規定に違反して、必要事項を表示しなかったとき、著しく事実に相違する表示をし、若しくは実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしたときは、上記の刑を科せられる(72条2項)。

38(184) 法と政治 68巻2号 (2017年8月)

1 この罰則の対象となる取引として、訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引である(71条1号)。 説 <書面交付>これらの取引に共通の禁止行為は、販売業者等は、契約の申込みを受け、若しくは役務につき役務提供契約の申込みを受けたときは、原則として直ちに、主務省令で定めるところにより、次の事項についてその申込みの内容を記載した書面をその申込みをした者に交付しなければならない(以下では「書面交付」という。)。

これらの書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した行為を禁止している(71条1号)。

なお、書面記載の対象となる事項は次の通りである。すなわち、①商品若しくは権利又は役務の種類、②商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価、③商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法、④商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期、⑤契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又は解除に関する事項、⑥その他、主務省令で定める事項、等である(4条)。

旧71条は、連鎖販売取引及び業務提供誘引販売取引において、これらの事項が記載されていない書面や虚偽の書面を交付した場合、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金刑が規定されていたが(その反面、通信販売を除く訪問販売・電話勧誘販売・特定継続的役務提供・訪問購入については旧72条1号により100万円以下の罰金刑が科せられるとしており刑罰に不統一があった)、新たに設けられた71条1号によって、訪問販売(4条、5条)、電話勧誘販売(18条、19条)、連鎖販売取引(37条)、特定継続的法と政治 68 巻 2号 (2017 年 8 月) 39(185)

役務提供(42条),業務提供誘引販売取引(55条,58条),訪問購入(58条の7,58条の8)等により統一されたことになる。

2 <是正措置指示>次に,このグループに属することとなった禁止行為 としては,主務大臣は,まず訪問販売の勧誘に先立って販売事業者等の名 称,契約締結を勧誘する目的である旨及び勧誘に係る商品若しくは役務の 種類を明らかにせず(3条),契約を締結しない旨の意思表示をした者に 対して勧誘した場合(3条の2第2項),訪問販売業者等が,必要な書面 を交付せず(4条,5条),訪問販売における禁止行為を行った場合(6 条)に必要な措置をとるべきことを指示することができる。

さらに、主務大臣が、販売業者等が次の行為を行い、その取引の公正及 び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認め るときには、販売業者等に対し、当該違反又は当該行為の是正のための措 置、その他必要な措置をとるべきことを指示することができる(以下では 「指示」という。7条1項)。

すなわち、①契約の解除によって生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること(7条1項1号)、②契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げないこと(同条同項2号)、③契約又は役務提供契約の申込みの撤回又は解除を妨げるため、当該契約又は当該役務提供契約に関する事項であって、顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げないこと(7条1項3号)、④正当な理由がないのに契約

⁽¹⁴⁾ 河上・前掲(ジュリ1496号67頁)は、「計画的な返金実施等の指示も 含まれるとすれば、消費者個人の被害回復にも繋がる制度となる」ことを 示唆する。

⁴⁰⁽¹⁸⁶⁾ 法と政治 68巻2号 (2017年8月)

又は役務提供契約であって日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品若しくは特定権利の売買契約又は日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えて役務の提供を受ける役務提供契約の締結について勧誘すること、その他顧客の財産の状況に照らし不適当と認められる行為として主務省令で定めるもの(7条1項4号)、⑤その他、訪問販売に関する行為であって、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益を害するおそれがあるものとし

なお、主務大臣は、前項の規定による指示をしたときは、その旨を公表 しなければならなくなった(7条2項)。

て主務省令で定めるもの(同条同項5号), 等の場合である。

3 <報告・提出命令・立入検査・質問・陳述>さらに、このグループに 属することとなった禁止行為としては、この法律を施行するため必要があ ると認めるときは主務大臣は、販売業者等に対して報告若しくは帳簿・書 類その他の物件の提出を命じ、又はその職員を販売業者等の店舗その他の 事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、従業員その他の 関係者に質問させることができる(66条1項、71条3号)。行政調査権限 を強化して、新たに「質問」権が加わったものである。

これに違反して、報告をせず、虚偽の報告をし、必要な物件を提出せず、 虚偽の物件を提出し、検査を拒み・妨げ、若しくは忌避し、質問に対して 陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした場合に上記の刑罰が科されること になる (71条 3 号)。

そして、その対象者が、政令で定めるところにより関連商品の販売を行う者その他の販売業者等と密接な関係を有する者として政令で定める者 (以下「密接関係者」という。)の場合にも、報告をせず、虚偽の報告を し、必要な資料を提出せず、虚偽の資料を提出し、検査を拒み・妨げ、若 法と政治 68 巻 2 号 (2017 年 8 月) 41(187) しくは忌避し、質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした場合 に同様の刑罰が科されることになる(71条4号)。

これらの規制は、旧72条1号から11号に規定されており(質問権を除く)、法定刑も100万円以下の罰金であったものであったが、削除され、法定刑も100万円以下の罰金に6月以下の懲役が加わり重罰化が図られたものである。

- 第4 100万円以下の罰金が科せられる取引 (72条)
- 1 この罰則の対象となる取引として,通信販売,連鎖販売取引,特定継続的役務提供,業務提供誘引販売取引である(72条1項1号)。

〈誇大広告禁止〉これらの取引においては、「誇大広告」等が禁止されており、販売業者等は、通信販売をする場合の商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件について広告をするときは、当該商品の性能又は当該権利若しくは当該役務の内容、当該商品若しくは当該権利の売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除に関する事項、その他の主務省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくに相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない(12条)。

これに違反して、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をした者に対して上記の罰金刑が科せられる(12条、36条、43条、54条、72条1項1号)。

42(188) 法と政治 68巻2号 (2017年8月)

2 これらの誇大広告の禁止の規制が、承諾していない者や電子メール広告の提供を受けない意思表示を表示した者等に対する電子メール広告の提供が禁止されている(12条の3第1項、2項、12条の4第1項、36条の3第1項、第2項、36条の4第1項、54条の3第1項、第2項、54条の4第1項、72条1項2号)。

説

3 <記録の作成・保存>次に、販売業者等は、電子メール広告をするときは、相手方の承諾を得、またはその相手方から請求を受けたことの記録として、主務省令で定めるものを作成し、主務省令で定めるところによりその記録を保存しなければならない(12条の3第3項、36条の3第3項、54条の3第3項)。

これらの規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成 し、又は記録を保存しなかった者に対しても、上記の罰金刑が科せられる (72条1項3号)。

4 <書面通知>さらに、通信販売及び電話勧誘販売の販売業者等は、原則として、商品若しくは特定権利又は役務につき売買契約又は役務提供契約の申込みをした者から当該商品の引渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の提供に先立って当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部を受領することとする通信販売をする場合において、郵便等により当該商品若しくは当該権利又は当該役務につき売買契約又は役務提供契約の申込みを受け、かつ、当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部を受領したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、その申込みを承諾する旨又は承諾しない旨、その他の主務省令で定める事項をその者に書面により通知しなければならない(13条、20条)。

法と政治 68巻2号 (2017年8月) 43(189)

これらの規定に違反して通知しなかった者に対しても、上記の罰金刑が 科せられる(72条1項4号)。

5 〈必要事項表示〉続いて、連鎖販売取引を行う業者等は、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について広告をするときは、主務省令で定めるところにより、当該広告に、その連鎖販売業に関する次の事項を表示しなければならない。

すなわち,①商品又は役務の種類,②当該連鎖販売取引に伴う特定負担に関する事項,③その連鎖販売業に係る特定利益について広告をするときは、その計算の方法,④以上のほか,主務省令で定める事項,等である(35条)。

なお、これらの規制は、業務提供誘引販売取引を行う者に対しても適用 される(53条)。

これらの規定に違反して表示しなかった者に対しても、上記の罰金刑が 科せられる(72条1項4号)。

- 6 <書類備え置き>特定継続的役務提供を行う者は、特定継続的役務提供に係る前払取引(特定継続的役務提供に先立ってその相手方から政令で定める金額を超える金銭を受領する特定継続的役務提供に係る取引をいう。)を行うときは、主務省令で定めるところにより、その業務及び財産の状況を記載した書類を、特定継続的役務提供等契約に関する業務を行う事務所に備え置かなければならない(45条1項)が、これに違反して、当該書類を備え置かず、又はこれに不正の記載をした者に対しても、上記の罰金刑が科せられる(72条1項6号)。
- 7 <書類閲覧等>なお,特定継続的役務提供に係る取引の相手方は,当44(190) 法と政治 68巻2号 (2017年8月)

該書類の閲覧を求め、業者等の定める費用を支払ってその謄本若しくは抄本の交付を求めることができる(45条2項)が、これに違反して、正当な理由なく、書類の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付を拒んだ者に対しても、上記の罰金刑が科せられる(72条1項7号)。

論

説

第5 30万円以下の罰金が科せられる取引 (73条)

- 1 <誤認表示>訪問販売協会や通信販売協会に加入していない者は、その名称又は商号中に、訪問販売協会会員や通信販売協会会員であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない(28条2項,31条2項)。
- 2 <報告・書類提出命令>主務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、販売業者等と取引する者に対し、当該販売業者等の業務又は財産に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる(66条3項)。
- 3 <報告・立入検査>主務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、電気通信事業法に規定する電気通信事業者その他の者であって、電磁的方法の利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号又は同法に規定する電気通信設備を識別するための文字、番号、記号その他の符号(電子メール広告の相手方の使用に係る電子計算機の映像面に表示されたもの又は電子メール広告をするために用いられたもののうち当該電子メール広告をした者に関するものに限る。)を使用する権利を付与したものから、当該権利を付与された者の氏名又は名称、住所その他の当該権利を付与された者を特定するために必要な情報について、報告を求めることができる。さらに、主務大臣は、特定商取引適正化業務の適法と政治 68 巻 2 号 (2017 年 8 月) 45 (191)

正な運営を確保するために必要な限度において、指定法人に対し、特定商取引適正化業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、特定商取引適正化業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる(66条4項)。

これらの規定に違反して、①誤認のおそれのある文字を用いたり、②必要な報告をせず、若しくは必要な資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出した場合や、③必要な報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み・妨げ若しくは忌避した者に対して、上罰金刑が科せられる(72条)。

第6 法人処罰と両罰規定(74条)

法人の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人,使用人その他の従業者が,その法人又は人の業務に関し,次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは,行為者を罰するほか,その法人に対して当該各号で定める罰金刑を,その人に対して各本条の罰金刑を科する(74条1項本文)。

なお,新たに加えられた「管理人」とは,人格のない社団又は人格のない財団で管理人の定めのあるものをいう。ここに,対象者の拡大がみられる。

次に、法人に科せられる罰金刑をみておこう。

まず、①70条第2号すなわち前記第1の2の類型<業務停止命令違反> (通信販売を除く6類型)においては、3億円以下の罰金刑が科せられる (74条1項1号)。

46(192) 法と政治 68巻2号 (2017年8月)

続いて、②70条1号すなわち前記第1の1の類型であって、個人(自然人)の行った<不実告知><不告知><威迫・困惑><目的隠匿型同行・誘引・勧誘>(ただし通信販売を除く6類型)場合においては、法人には1億円以下の罰金刑が科せられる(74条1項2号)。これは、旧70条から旧70条の2に規定されていた300万円以下の罰金刑及び旧70条の3に規定されていた200万円以下の罰金刑の上限が1億円以下の罰金刑として大幅に引き上げられたことになる。

さらに、③前3条(71条~73条)すなわち前記第3から第5の類型においては、各本条の罰金刑すなわち100万円以下または30万円以下の罰金刑が科せられる(74条1項3号)。

加えて、「人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団 又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟 に関する法律の規定を準用する。」という規定も新設された(74条2項)。

以上みてきたように、法人処罰についても罰金刑の上限が引き上げられたり、すでに業務停止命令を受けた役員等が新たに別法人として同種の事業を行うことが禁止されるなど一定の重罰化・可罰化が図られるなどの対策がとられた。

おわりに

以上,ごく雑駁ではあったが,改正された特定商取引法上の犯罪と刑罰について若干の検討を加え,その理解が多少とも深まったように思われる。 今回の改正においては,刑事罰の分野においても重要な改正や措置が導法と政治 68巻2号 (2017年8月) 47(193)

論

説

入されたことが明らかになった。これらの刑事規制が、消費者保護にどれ だけ資するかは、今後の執行状況をフォローしなければ不明である。

これらの執行状況に注目しながらも、刑事法的観点からの個別の取引類型ごとの問題点の洗い出しや再検討を今後の課題として、ひとまず小稿を閉じたいと思う。

Crimes and punishments of reformed the Act on Specified Commercial Transactions

論

Masayuki ARAKAWA

説

The Consumer Affairs Agency of Japan was established to ensure consumer safety and confidence, and to that end has been granted jurisdiction over laws that have close relationships with the lives of consumers.

So the Consumer Affairs Agency is responsible for enforcing the Act on Specified Commercial Transactions.

This article gives an overview of the crimes and punishments of reformed the Act on Specified Commercial Transactions.